

○従業員の變更に係る届け出の特例について

「變更事由が職員の採用、退職などの異動のみの場合の特例」について

尾三地区介護保険指定・指導事務所では、變更事由が職員の採用、退職などの異動のみの場合、變更に係る届け出について、愛知県と同様の取り扱いとすることとする。

愛知県は變更事由が職員の採用、退職などの異動のみの場合、變更に係る届け出について、一定の条件に適合するときは、その都度届け出のではなく、毎年6月1日時点の内容を同月末(6月末)までに届け出ることとしている。

⇒尾三地区管内では、具体的に以下の取り扱いとする。

《一定の条件とは》

- 1 加算算定のための体制に影響のないこと。
- 2 次の職種でないこと。
 - ・管理者(全サービス)
 - ・介護支援専門員(全サービス)
 - ・サービス提供責任者(介護予防訪問介護相当サービス)
 - ・計画作成担当者(地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)※上記の職種の場合、變更後10日以内に届出が必要となります。
- 3 昨年6月1日の届出以降、市(町)へ變更届出をしていないこと(従業員の變更以外の届出事由なし)。
- 4 人員基準に適合していることを事業所が自主点検していること。
- 5 運営規程の従業員の数を適切に管理していること。

- ・職種ごとの人数や常勤・非常勤、兼務関係の變更がなく運営規程が変わらない場合、變更届は不要となります。
- ・なお、従業員の變更以外の届出事由(定員の變更、営業時間の變更等)により、市(町)に變更届を届出する場合は、その時点の従業者の人員を運営規程に記載し提出すれば、變更年月日以降初めての6月1日の届け出は不要となります。
- ・ただし、届出不要となった6月1日以降、變更届出がない場合は、翌年の6月1日の届け出は必要となります。

例：平成31年6月と12月に従業者の人員について届出を行った場合

